

■【トピックス】  
台風19号！



超大型の台風19号が日本列島を襲いました。これまでの台風と異なり、東海、関東から東北の広範囲の河川で水害を引き起こしました。これまでの想定していた水害対策では対応できないことが明らかになりました。

地球温暖化の影響ともいわれていますが、最近の気候は一昔前と異なってきました。これからは、これまでの常識を捨てて、ゼロベースで災害対策を見直す必要がありそうです。

■【ビジネス・アイ】  
相続税申告と書面添付制度

- 社長 「ちょっと聞いたんだけど、相続税の調査を受けなくてもいい方法があるって本当？」
- 花野 「それは、たぶん税理士による書面添付制度のことですね。」
- 社長 「やっぱりあるんだ！」
- 花野 「最初に誤解がないように言っておきますが、調査がなくなる制度ではありませんよ」
- 社長 「なんだ」
- 花野 「ただ、調査のなくなる可能性のある制度ということで説明されていますね」
- 社長 「それはどういうこと？」
- 花野 「書面添付制度は、申告書を作成した税理士がどのように申告書を作成したか説明した書類を申告書に添付する制度です。これが添付されている場合には、税務署は税理士に意見聴取した上でしか調査ができません」
- 社長 「そうなんだ」
- 花野 「一応、形の上では税理士に対する意見聴取で税務署が納得した場合には、税務調査が行われないことになっています」
- 社長 「それなら調査の可能性が小さくなるんだね」
- 花野 「そうですね。統計的な数字で説明されるときには、書類添付した方が調査の比率が下がるとされます。しかし、調査をするつもりの方は、税理士への意見聴取は形式的で、最初から調査する心算だったと感じる時もありますね」
- 社長 「そうなんだ」

■【今月のキーワード】  
書面添付制度

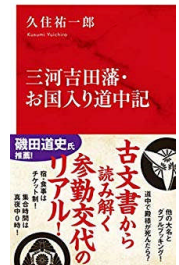
書面添付制度とは、税理士法第33条の2に規定する書面添付制度と税理士法第35条に規定する意見聴取制度を合わせた制度のことです。税理士は自ら作成した申告書の作成に関して、計算・整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付します。書面が添付された場合には、税務署は調査の通知を行う前に、税理士に添付書面に記載された事項に関する意見を述べる機会を与えなければなりません。意見聴取を行った結果、調査を行う必要がないと認めた場合には書面で通知されます。

■【今月の1冊】  
『三河吉田藩・お国入り道中記』

久住祐一郎 著  
インターナショナル新書 ¥840

江戸時代、大名は江戸と領国を往復していました。参勤交代以外でも任地へ行く時にも行列を仕立てて行きました。

大名行列には厳密な決まりがありました。特にお供の人数については武士の位ごとに決まっていました。しかし、日常から多くの奉公人を雇うことはできないため、行列の時には派遣業者からの派遣で済ませていました。



■【編集後記】

東京オリンピックのマラソンと競歩の会場が札幌に変更されると報道されました。当初より8月初旬の東京で行うことに無理があったように思います。アスリートファーストといいながら、真夏にオリンピックを開催すること自体に無理があります。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.152（毎月1日発行）

- 定価：2,400円/年 ●発行日：2019.11.1 ●発行人：花野康成
  - 編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア
- 〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦丸ビル5F  
TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808